

資料編

◆策定体制

平成13年度より、市役所内部において、「都市計画マスタープラン素案作成委員会」を組織し、素案作成を進めてきました。

平成14年度より、市民参加による「都市計画マスタープラン策定会議」を発足し、検討を行ないました。策定会議は、都市づくりに関心のある公募市民の方と市内の各種団体の代表者16名により構成されています。

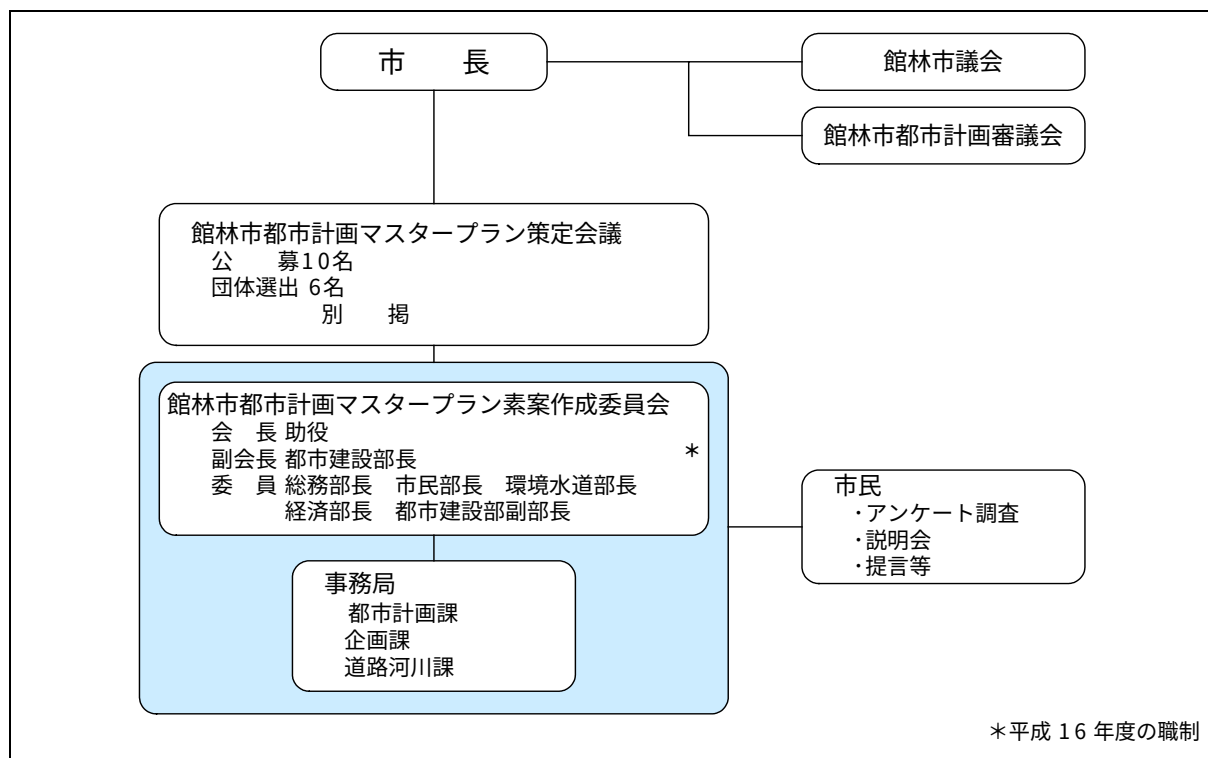


図 策定体制

【館林市都市計画マスタープラン策定会議・委員】

会 長	鎌田 洋行	委 員	正田 智子
副会長	川野辺一江	〃	森野 茂男
委 員	蓼沼 明	〃	小林とむぼ
〃	多田 善洋	〃	須藤タミ子
〃	桑田 宗彦	〃	金子 直江
〃	福田 昌行	〃	佐々木厚美
〃	日下部信孝	〃	飯島利恵子
〃	下重 貞昭	〃	藤野 正幸

◆策定の経過

本プランは、以下のような経緯を経て策定しました。

(平成 13 年度)

平成 13 年 8 月 29 日 ■第 1 回 素案作成委員会
 平成 13 年 9 月 25 日 ■第 2 回 素案作成委員会
 平成 13 年 11 月 29 日 ■第 3 回 素案作成委員会
 平成 13 年 12 月 13 日 ■市議会報告（常任委員会）
 平成 14 年 2 月 1～15 日 ■アンケート調査
 平成 14 年 3 月 1 日 ■第 4 回 素案作成委員会

(平成 14 年度)

平成 14 年 5 月 2 日 ■第 5 回 素案作成委員会
 平成 14 年 5 月 20 日 ■第 1 回 策定会議
 平成 14 年 6 月 13 日 ■市議会報告（常任委員会）
 平成 14 年 6 月 25 日 ■策定会議 事前学習会
 平成 14 年 7 月 26 日 ■第 6 回 素案作成委員会
 平成 14 年 10 月 4 日 ■第 7 回 素案作成委員会
 平成 14 年 11 月 6 日 ■第 2 回 策定会議
 平成 14 年 12 月 13 日 ■第 8 回 素案作成委員会
 平成 14 年 12 月 16 日 ■第 3 回 策定会議
 平成 14 年 12 月 18 日 ■市都市計画審議会報告
 平成 15 年 1 月 18 日 ■第 4 回 策定会議
 平成 15 年 2 月 24 日 ■第 9 回 素案作成委員会
 平成 15 年 3 月 26 日 ■第 5 回 策定会議

(平成 15 年度)

平成 15 年 5 月 26 日 ■第 10 回 素案作成委員会
 平成 15 年 6 月 4 日 ■第 6 回 策定会議
 平成 15 年 8 月 22 日 ■策定会議 意見交換会
 平成 15 年 9 月 22 日 ■第 11 回 素案作成委員会
 平成 15 年 11 月 18 日 ■第 12 回 素案作成委員会
 平成 15 年 12 月 2 日 ■第 7 回 策定会議
 平成 16 年 1 月 29 日 ■第 13 回 素案作成委員会
 平成 16 年 2 月 17 日 ■市都市計画審議会報告
 平成 16 年 2 月 26 日 ■第 8 回 策定会議
 平成 16 年 3 月 11 日 ■市議会報告（常任委員会）
 平成 16 年 3 月 16 日 ■第 9 回 策定会議

(平成 16 年度以降)

平成 16 年 4 月 20 日 ■第 14 回 素案作成委員会
 平成 16 年 5 月 10 日 ■第 10 回 策定会議
 平成 16 年 5 月 15 日 ■市民説明会（第 1 期）
 16・19 日
 平成 16 年 7 月 14 日 ■第 15 回 素案作成委員会
 平成 16 年 7 月 22 日 ■第 11 回 策定会議
 平成 16 年 11 月 8 日 ■第 16 回 素案作成委員会
 平成 16 年 11 月 18 日 ■第 12 回 策定会議
 平成 16 年 11 月 30 日 ■市都市計画審議会報告
 平成 16 年 12 月 10 日 ■市議会報告（常任委員会）
 平成 16 年 12 月 13 日 ■策定会議 意見交換会
 平成 17 年 1 月 24 日 ■策定会議 意見交換会
 平成 17 年 2 月 16 日 ■第 17 回 素案作成委員会
 平成 17 年 2 月 25 日 ■市民説明会（第 2 期）
 26・27 日
 平成 17 年 2 月 28 日 ■策定会議・最終会議 ～原案決定～
 平成 17 年 3 月 10 日 ■市議会報告（常任委員会）
 平成 17 年 3 月 15 日 ■館林市都市計画マスタープラン
 の決定



〔策定会議の開催風景〕

－凡 例－

記号	会議などの内容
■	策定会議関係
■	アンケート調査
■	市民説明会
■	素案作成委員会
■	市議会報告（常任委員会）
■	市都市計画審議会報告

◆用語解説

本編では、特殊用語や都市計画の専門用語などについて、()内に説明を入れたり、適宜注(※)を打ち解説しています。しかしながら、紙面の都合上、十分な解説に至らない部分もあるため、都市計画関係分野の用語を中心に解説します。

インフラ	インフラストラクチャーの略で、「下部構造」の意味です。 地域が経済活動や社会生活を、円滑に維持し発展させるために必要な基礎的な施設（道路・鉄道・港湾・ダムなど産業基盤の社会資本）のことです。最近では、学校・病院・公園・社会福祉施設などの生活関連の社会資本も含める場合があります。
駅前広場	鉄道とバス、タクシー、乗用車などの交通機関との結節点として、鉄道駅前に設置される広場のことです。人々が集まることから、都市美観上及び都市防災上も重要な役割を有し、都市計画決定は都市計画道路の区域として行います。
オープンスペース	公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地を総称していいいます。
開発行為	主として建築物の建築や特定工作物（コンクリートプラントやゴルフコース、大規模な野球場など）の建設を行うことを目的として、土地の区画形質の変更を行うことをいいます。土地の区画形質の変更とは、宅地造成に伴う道路の新設・廃止や切土、盛土などのことです。
キス&ライド	自動車を用いた送迎による公共交通機関への乗り継ぎシステムです。（タクシー、企業の自家用車は含まず、家族など親しい個人による送迎システム）
狭あい道路	生活道路や通り抜けのできる道路などのうち、道路幅員が4m未満で、空間が十分に確保されていない狭い道路のことです。
区域区分	都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分を定めることができます。このように区分することを区域区分といいます。市街化区域と市街化調整区域の境界線を引くことから「線引き」とも呼ばれます。
景観条例	自治体が定める都市づくり関係条例の一つで、特に景観に主眼に置いたものです。 景観整備の基本的な方向性の提示や、すでにある景観を保全するための開発規制など、優れた景観を守り、育て、創りあげていくことにより良好な都市景観を形成していくことを目的としています。 例えば、建築物外壁面の色彩や屋外広告物の設置、宅地の造成などの土地の改变、景観形成上重要な立木の伐採など、条例に定められた景観に関する事項についての制限が課せられます。
交通結節点	鉄道駅、インターチェンジ、鉄道・バスの乗り換えのための広場などのように、交通動線が集中的に結節する場所のことです。
交通バリアフリー法	正式名称は、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」で、高齢者、身体障害者などの方々が電車やバスなどの公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進するため、鉄道駅などの旅客施設及び車両について、公共交通事業者などによるエスカレーターの設置や低床バスの導入などのバリアフリー化を推進するなどの措置を求める法律として、2000年に制定されました。
コミュニティゾーン	歩行者の通行を優先すべき居住地区などにおいて、生活道路に入り込むスピードの速い通過交通を排除し、生活環境の安全性や快適性、利便性の向上を目的とした、面的かつ総合的な交通対策を展開するまとまりを持った地区を指し、以下のような施策が挙げられます。 ・ゾーンの境界の明示や一方通行規制などの交通規制 ・ハンプ（路面を盛り上げたコブ）や狭さく（車道幅を局所的に狭める）などの速度抑制策
コミュニティバス	地域の必要性と目的に合わせて運行される路線バスのことで、小型バスや低床バスの利用、停留所の間隔の短縮などの工夫により、利用者の利便性を高めたものです。
サイクル&バスライド	バス停に自転車駐車場を設置して、そこから都心部まで、あるいは鉄道駅まで、バス利用するシステムです。
指定避難場所	小中高等学校、1ha以上の公園、コミュニティセンターなど、地震など災害が発生した場合に身の安全を守る場所として市が指定する場所です。
シャトルバス	特定の近距離区間を定期的に往復で結ぶバス。主要な施設などを結ぶことにより、利用者の利便性の向上とともに自動車交通の渋滞緩和への寄与が期待できます。
商業振興整備計画	正式名称は、S59.5.31 59 企庁第743 通達にある地域商業計画です。 地域商業集積の機能の整備および充実について、市の都市づくりに関する計画と調和の取れた形で計画的に推進することを目的として、民間の発意や要望に基づく都市づくりの長期ビジョンと合意形成を図りつつ、商工会議所が策定するものです。 計画を策定するにあたっては、「関連する都市計画との調和が図られていること」や「都市計画への適切な提言を含むものであること」などが要件として挙げられています
浸水想定区域図	河川洪水の氾濫が生じた場合に、想定される浸水区域および水深を図示したもので、国土交通省河川局より公表されているものです。
ストリートファニチュア	歩道を単に歩くための空間としてだけでなく、楽しく散策することができるようにするための施設のことで、バスの停留所、公衆電話ボックスなどの小建築物やベンチ、街路灯、郵便ポスト、くず入れなどが挙げられます。

道路位置指定	建築基準法に基づき、土地を建築物の敷地として利用するために、特定行政庁が建築基準法上の道路として、その位置の指定を行うことです。指定を受けた道路を位置指定道路をいいます。
都市計画決定	都市計画の決定とは、将来必要な道路・公園などのいわゆる都市施設や、用途地域などの土地利用規制、あるいは区画整理などの整備事業区域を、都市計画法に基づいて計画的に位置づけ、その整備や機能を法的に定めることです。 決定したい都市計画の内容は、一般的に県や市がその素案を作成し、それを住民や関係機関との調整により必要に応じて修正し、最後に県や市の都市計画審議会で審議を受けます。 都市計画審議会を通過すると、都市計画として決定されることが住民に告示され、決定と同時に、計画を効率的に進めるために必要な規制や制限が発生します。
都市計画区域	都市計画区域とは、用途区分や都市施設（道路、公園、下水道など）、整備開発の方針など、都市計画を考えるうえで基本となる区域です。「館林都市計画区域」は群馬県南東部地方の館林市を中心とした、板倉町・明和町・千代田町・邑楽町の1市4町の全域で構成されています。
都市計画道路	道路は、人や自動車の通行だけでなく、災害時の避難経路や延焼遮断帯などの防災機能、電気や水道などライフラインの収容区間としての機能、並木などの緑により都市環境を保存する機能、市街化を誘導する機能などさまざまな機能を持っています。 その中で特に都市の骨格となる道路について、都市計画法によりあらかじめ位置、ルート、幅員などを定めたものです。
都市再生整備計画	都市再生整備計画は、都市再生特別措置法に基づいたもので、同法では平成16年4月の改正に伴い、全国の都市再生を促進するための交付金制度（まちづくり交付金）が創設されました。交付を受けるためには、市町村が策定した都市再生整備計画を国土交通省に提出することが必要です。
都市施設	道路、公園など、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称です。道路、公園、供給処理施設などが都市計画法で都市施設として定められています。
土地区画整理事業	良好な都市づくりのために乱雑な既成市街地や無秩序に市街化しつつある地域、または新たに市街化しようとする地域について、土地の区画形質を整え、道路・公園・その他の公共施設の整備改善を行う事業です。
低密度・中密度・ 中低密度・中高密度	本編で使用した低密度・中密度などは、建物の容積率の程度を指しています。 容積率とは、延床面積を敷地面積で割ったもので、都市計画区域内では、建築基準法の規制により用途地域の種別や前面道路の幅員などにより容積率の上限が定められています。 例えば、容積率＝150％と定められた地域であれば、100㎡の土地に床面積の合計で延床面積150㎡の建築が可能となります。
バリアフリー ビオトープ	障害者や高齢者などの行動を妨げるさまざまな障壁（段差や仕切りなど）を取り除くことです。 独語で生物を意味する「Bio」と場所を意味する「Tope」の合成語であり、安定した生活環境を持った「動植物の生息空間」のことです。都市部の河川整備や公園造成などの際に、ビオトープをつくる動きが活発になってきており、自然公園型のビオトープの創出などの取り組み事例があります。人間によって破壊された身近な自然環境を積極的に復元していくという意味もあります。
風致地区	都市における自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観である。この良好な景観を形成している区域のうち、都市における土地利用計画上、都市環境の保全を図るため、風致の維持が必要と考えられる地区を「風致地区」として指定しています。
ポケットパーク	再開発事業などで生まれた余剰区画や、空き地などを利用したミニ公園や小広場などの小規模な空間のことです。
まちかど庭園	道路とその周辺のイメージアップと緑豊かな都市環境の創出を目的として、利用や景観面で再整備を要する市街地の道路内緑地を対象とし、植栽や施設などを整備するものです。
屋外広告物法	良好な景観形成や美観風致の維持などを目的とした、屋外広告物の規制に関して昭和24年に定められた法律です。
優良農地	「農業振興地域の整備に関する法律」（農振法）に基づき作成する農業振興地域整備計画において、定められた農用地区域の呼称です。農用地区域は、今後おおむね10年以上にわたって農業上の利用を確保すべき土地について設定するもので、この農用地区域を対象とし、農業政策基盤、農業近代化施設などの整備が計画的、集中的に実施されることになっています。
ユニバーサルデザイン	高齢者や障害者、子どもなどの全ての人が不自由なく利用できるように、製品や建物、空間をデザインすることです。
用途地域	用途地域は、土地利用計画の基本となるものであり、それぞれの地域に合わせ、お互いを守るべき最低限の土地利用規制を行うものです。
緑地	一般的には植物が生えた土地（公園、森林、水辺など）を指します。 都市計画法では、公園や広場とともに「公共空地」として総称される都市施設の一種に定義されており、「主として自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上、及び緑道の用に供することを目的とする公共空地」としています。 また、都市緑地保全法では「樹林地、草地、水辺地、岩石地もしくはその状況がこれらに類する土地で、単独で、あるいは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの」と定義しています。

館林市都市計画マスタープラン

平成 17 年 3 月



発行 群馬県館林市

TEL 0276-72-4111 内線 408 (都市計画課)

〒374-8501 群馬県館林市城町 1 番 1 号
